

浄化槽のご使用にあたって

浄化槽をご使用される時に守っていただく
法的義務について お知らせします。

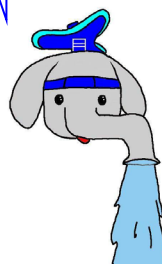


1 浄化槽の使用に関する お約束

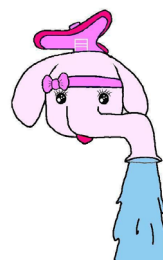
浄化槽を使用する人は、次のことを守ってください。

- ①し尿を洗い流す水は適正量とする。
- ②殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の機能を妨げるものは流入させない。
- ③浄化槽に工場排水、雨水その他の特殊な排水を流入させない。
- ④電気設備のある浄化槽の電源を切らない。
- ⑤浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔になる構造物を作らない。
- ⑥浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけない。
- ⑦通気口をふさがない。

台所やお風呂が接続している「ため枡」は油分や食べ物カスなどがたまりやすいです。月に1回程度、網じゃくし等で溜まった油分や食べ物カスなどを取り除いて、新聞紙等に包んで生ゴミと一緒に処理してください。（ため枡の位置は施工業者にご確認ください。）



スイゾーくん



スイミーちゃん

2 浄化槽管理者の法的義務

浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定めて、次のような義務を課しています。

① 法定検査

浄化槽を使い始めて3ヵ月経過してから5ヵ月以内に(財)長崎県浄化槽協会が行う設置後の法定検査(7条検査)を受けなければなりません。また、それ以降は、年1回の法定検査(11条検査)を受けなければなりません。

年1回の法定検査(11条検査)は、大村市維持管理費補助金の対象になります。領収書を大切に保管しておいてください。

② 保守点検

浄化槽の色々な装置や機械の点検や調整、修理などを行ったり、消毒剤の補充などを行う作業です。20人槽以下の浄化槽は4ヵ月に1回以上(=年3回以上)行うように定められています。保守点検のための資格を持たない場合は、適正な資格を持つ業者に委託します。

③ 清掃

浄化槽の中にたまった汚泥(微生物が汚れを分解したあとのカス)を抜き取り、装置や機械をきれいに洗浄します。年1回以上行うよう定められています。清掃のための資格を持たない場合は、適正な資格を持つ業者に委託します。

保守点検や清掃を行ったあと、業者から交付される記録票は3年間保存する義務があります！(浄化槽法施行規則第5条第8項)

保守点検と清掃の料金は、委託業者や浄化槽の大きさ、使用状況等によって異なりますので、契約する時はよく確認してください。

また、どちらも大村市維持管理費補助金の対象になります。記録票と領収書を大切に保管しておいてください。なお、保守点検は原則として年3回以上実施していることが補助要件です。ご注意ください。

3 違反行為と罰則について

「浄化槽管理者」に関係する主な違反行為とその罰則は次のとおりです。

①保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして、長崎県知事に改善措置や使用停止を命じられ、この命令に違反した場合

→ 6ヵ月以下の懲役又は100万円以下の罰金

②行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたのに報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合

→ 30万円以下の罰金

③行政庁の立ち入り検査を拒んだり、妨げたり、質問に答えなかったり、虚偽の答えをした場合

→ 30万円以下の罰金

4 お問い合わせ先

浄化槽の「設置」「廃止」、管理者や届け出内容の「変更」に関すること

→ 長崎県県央保健所 環境課 電話番号 (0957) 26-3305

法定検査に関すること

→ (財)長崎県浄化槽協会 電話番号 (0957) 47-7757

各種補助制度に関すること

→ 大村市上下水道局 業務課 電話番号 (0957) 53-1116

環境省のホームページには、浄化槽を使用する人向けにQ&Aが掲載されています。
ぜひご覧いただき、浄化槽と上手にお付き合いください。

環境省【浄化槽サイト】浄化槽Q&A

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/life/question.html>

ご不明な点は、お気軽におたずねください。



大村市上下水道局
Omura City Water & Sewerage Works Bureau

大村市上下水道局 業務課（総務グループ）

〒856-0825 大村市西三城町 124 番地

電話番号 (0957) 53-1116

FAX番号 (0957) 53-1440